

はじめに



本県では、平成17年3月に「みやぎ障害者プラン」を策定し、基本理念として掲げた「地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」の実現を目指して、県民、市町村、関係団体の皆様の御理解と御協力をいただきながら、障害福祉施策の推進に努めてまいりました。

この間には、平成17年の「発達障害者支援法」の施行や平成19年の特別支援学校制度の導入、そして平成18年の「障害者自立支援法」の施行などがあり、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しました。

このような状況を踏まえ、今後の障害福祉施策を進めていく指針として、この度、新しい「みやぎ障害者プラン」を策定いたしました。

新プランでは、「だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を送ることができる社会づくり」を基本理念に据え、これまで重点的に取り組んできた障害がある人の地域生活への移行に加え、地域で充実した生活を送るために重要な要素である就労の促進と所得の向上など、今後7年間で重点的に取り組む施策とともに、各分野における課題解決に向けた施策の方向を取りまとめ、障害福祉施策を総合的に推進することといたしました。

現在、国においては、障害者に係る制度の集中的な改革を進められており、「障がい者制度改革推進会議」等において、障害者基本法の改正や障害者自立支援法に代わる総合的な福祉制度の制定に向けた検討がなされており、平成23年度から平成25年度にかけてこのような制度改正が見込まれております。このため、計画期間中にも必要に応じてこのプランの見直しを行うなど、今後の状況の変化にも的確に対応してまいります。

このプランの基本理念の実現のため、県民、市町村、関係団体の皆様とともに障害福祉施策をさらに推進してまいりますので、皆様のより一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、このプランの策定に当たり貴重な御意見をいただきました「宮城県障害者施策推進協議会」の委員の皆様、関係障害者団体の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成23年3月

宮城県知事 村井 嘉浩

